

● 事故・災害

公務（通勤）災害補償制度について

○ 宮城県

☎ 福利健康班

022-211-3675

○ 仙台市

☎ 人事課人事係

022-214-8858

地方公務員災害補償制度（以下「公務（通勤）災害補償制度」という。）は、教職員が勤務に係わっての負傷等（公務上の災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、教職員又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとしています。

ここでいう災害とは、被災した教職員の負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の災害をいい、公務（通勤）災害補償制度は、教職員の身体的損害のみを対象とし、物的損害や精神的損害は補償の対象とはなりません。

災害が起きてしまったら・・・

ここで示しているのは一般的な流れです。交通事故等の第三者加害などについては異なる場合もありますので注意してください。

